

長久手市物価高騰対応支援給付金支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「強い経済」を実現する総合経済対策（令和7年11月21日閣議決定）に基づき、長期化するエネルギー、食料品等の物価高騰の影響を受けている者に対し、生活の一助として給付金を支給することにより、生活の安定を図ることを目的として実施する長久手市物価高騰対応支援給付金（以下「給付金」という。）に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 給付金は、前条の目的を達成するため、長久手市（以下「市」という。）によって支給される給付金をいう。

(支給対象者)

第3条 給付金の支給対象者（以下「支給対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和8年2月1日時点（以下「基準日」という。）において、本市の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 国の令和7年度一般会計補正予算（第1号）に基づいて、長久手市又は他市町村（特別区を含む。）が実施する物価高対応子育て応援手当の支給対象児童ではない者

(支給対象外)

第4条 前条の規定にかかわらず、申請日時点において死亡している者は支給対象者としなない。

(支給額)

第5条 給付金の額は、支給対象者1人につき5,000円とする。

(申請方法及び本人確認)

第6条 給付金の支給を受けようとする支給対象者は、次の各号のいずれかの方法により申請を行うものとする。

- (1) 市が指定する電子申請フォーム（以下「電子申請フォーム」という。）による申請
 - (2) 長久手市物価高騰対応支援給付金申請書（様式第1号）による書面申請
- 2 前項の申請は、本人による申請に限るものとし、申請に当たっては、次の各号の方法により、本人であることを明らかにしなければならない。
- (1) 前項第1号に規定する申請では、次の各号のいずれかの方法により行うものとする。
 - ア マイナンバーカードを用いた公的個人認証サービスによる認証
 - イ 公的機関が発行した本人確認書類の写しの画像データを電子申請フォームに添付する方法
 - (2) 前項第2号に規定する申請では、申請書に公的機関が発行した本人確認書類の写しを添付するものとする。
- 3 前項第1号のイもしくは第2号で規定する本人確認書類の写しの提出は、次のいずれかの方法により行うものとする。
- (1) 別表第1に掲げる書類のうち、いずれか1点の写しの提出を求める方法
 - (2) 別表第2のイに掲げる書類のうちいずれか1点以上の写し及び同表ロに掲げる書類のうちいずれか1点以上の写しの提出を求める方法。ただし、同表ロに掲げる書類を提出することができない場合にあつては、同表イに掲げる書類のうちいずれか2点以上の写しの提出を求める方法

（申請期限）

第7条 給付金の申請期限は、令和8年4月30日までとする。

（支給の決定）

第8条 市長は、第6条の規定による申請を受けたときは、その内容を確認の上、給付金の支給を決定し、これを支給する。

2 前項の規定による給付金の支給をもって、当該申請者に対する給付金の支給決定の通知に代えることができる。

（支給方法）

第9条 市長は、前条の規定により支給決定した者に対し、次の各号に掲げるいずれかの方法により給付金を支給するものとする。

- (1) 市長が指定する現金自動預払機で受領する方法
 - (2) 申請者が指定する金融機関の預貯金口座への振り込みによる方法
 - (3) その他市長が認める方法
- 2 前項第1号の方法は、第6条第1項第1号に規定する電子申請フォームによる申請に基づく場合に限り行うものとする。
 - 3 第1項第2号及び第3号の方法は、第6条第1項第2号に規定する書面申請に基づく場合に限り行うものとする。
 - 4 第1項第1号の方法による給付金の受領は、市長が発行する受取番号等を用いて行うものとする。
 - 5 前項の受取番号等の発行日から起算して60日以内に給付金の受領が行われなかった場合は、申請者が当該給付金の受給を辞退したものとみなし、当該給付金は支給しないものとする。
 - 6 給付金の受領は、申請者本人に限るものとする。ただし、市長が認める場合はこの限りではない。

(周知)

第10条 市長は、給付金事業の実施に当たり、支給対象者の要件、申請方法その他必要な事項について、広報その他の方法により周知を行うものとする。

(申請が行われなかった場合の取扱い)

第11条 第7条に規定する申請期限までに申請が行われなかった場合は、当該支給対象者が給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

- 2 市長が第8条の規定による支給決定を行った後、申請書等の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず申請書等の補正が行われず、支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第12条 市長は、偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者に対しては、既に支給した給付金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第13条 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、給付金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(施行期日)

附 則

この要綱は、令和8年1月27日から施行する。

別表

1 本人確認時 1 点でよいもの

運転免許証、個人番号カード(マイナンバーカード)、顔写真付き住民基本台帳カード、旅券(パスポート)、身体障がい者手帳(顔写真付きのものに限る)、療育手帳、顔写真付き在留カード、顔写真付き特別永住者証明書、運転経歴証明書(平成 24 年 4 月 1 日以降に発行されたものに限る)、宅地建物取引士証、小型船舶操縦免許証、猟銃所持許可証、空気銃所持許可証、戦傷病者手帳、電気工事士免状、無線従事者免許証

2 本人確認時 2 点以上必要となるもの(イ+イ)、(イ+ロ)

イ

資格確認書(国民健康保険・社会保険・後期高齢者医療制度・船員保険)、介護保険の被保険者証、共済組合員証、国民年金手帳、生活保護受給者証、国民年金、厚生年金保険若しくは船員保険に係る年金証書、共済年金若しくは恩給の証書、顔写真無し住民基本台帳カード、顔写真無し在留カード、顔写真無し特別永住者証明書

ロ

学生証、法人が発行した身分証明書、国若しくは地方公共団体の機関が発行した写真付きの資格証明書